

## 岐阜県森林づくり運動キャラクター「あすはちゃん」着ぐるみ使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県森林づくり運動キャラクター「あすはちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岐阜県林政部長（以下「林政部長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

### (使用の許可)

第3条 林政部長は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 岐阜県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき。
- (4) 岐阜県森林づくり運動について正しい理解の妨げになるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) その他林政部長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

### (使用上の遵守事項)

第4条 被許可者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (5) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

### (貸与許可の取消)

第5条 被許可者が、前条に定める事項を厳守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、岐阜県はその責めを負わない。

(現状復帰)

第6条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任の負担により、修補を行い、現状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、林政部長が、着ぐるみの修補を求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第7条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、岐阜県は一切その責めを負わない。

(管理及び事務の取扱い)

第8条 着ぐるみの管理及びこの規程に関する事務の取扱いは、岐阜県林政部森林活用推進課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は、林政部長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。